

医療従事者による入院患者への暴行事件と精神科病院の実地指導に関する声明

今年3月4日に医療法人財団兵庫錦秀会神出病院の看護師ら6人が入院患者への暴行容疑で逮捕、起訴された。7月の裁判では、1人に監禁罪により懲役1年6月執行猶予3年の判決、もう1人に準強制わいせつ罪により懲役3年執行猶予4年の有罪判決が言い渡された。裁判では、被告らが行った数々の陰惨な行為が明らかとなり、改めてその残虐さに憤りを感じるとともに、被害者の心情は、いかばかりか察するに余りある。また、被告が別の事件により逮捕されていなければ、今なお、この暴行は繰り返し行われていたであろうと推測する。適正な医療の確保がすすめられていない現実については我が国の精神科医療における看過できない問題である。

都道府県及び政令指定都市（以下、「都道府県等」とする）は、精神保健福祉法の制度の適正な運用を確保するとともに、入院患者の権利擁護のため精神保健福祉法第38条の6に基づき精神科病院に対し、実地指導、実地審査を行っている。神出病院では、毎年神戸市から指導や指摘を受けるも、平成27年度から5年間、患者の行動制限（身体的拘束や隔離）に関して厚生労働大臣が定める基準を遵守せず、入院届等の法定提出書類の提出期限を守らない状況であったが、病院側は、「改善した」と報告していたと報道されている。

今回の事件は、被告の1人が別の事件で逮捕されたことから発覚した。事件発覚の契機が、内部告発でもなければ、行政機関による監査等によるものでもないということが、我が国の精神保健福祉制度の構造的問題を物語っていると考える。

このように今なお精神障害者の人権を侵害する事件が繰り返される背景には、わが国の権利擁護支援システムの不十分さのみならず、精神保健福祉法に基づく実地指導体制が脆弱と言わざるを得ない。併せて、障害者虐待防止法や医療法など関係法制度との整合により良質かつ適切な医療の確保が必要であることを指摘しておかねばならない。

この事件を機に、厚生労働省は、都道府県等に対し令和2年7月1日付事務連絡「精神科医療機関における虐待が疑われる事案に対する対応について」を発出し、その中で「実地指導において、病院職員や入院患者に対して行われる人権の保護に関する聞き取り調査に併せて、虐待が疑われる事案についても聞き取りを行うなど、その把握の徹底に努めること」を要請した。

当会では、精神保健福祉法に位置づけられた都道府県等による法定受託事務である実地指導については、その運用が自治体間で大きな差異があることを認識し課題としているところであり、このような事件の再発を防止するために、当会の構成員自身が自らの職務において改めて精神障害者の権利擁護に努めることを誓うとともに、国において適正な実地指導のための実施体制確保に関する支援や書類審査偏重の精神医療審査会を見直すことによる入院患者の権利擁護機能の強化を強く要望するものである。

令和2年9月1日

全国精神保健福祉相談員会

会長 篠崎 安志